

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品の「転載」が可能になります

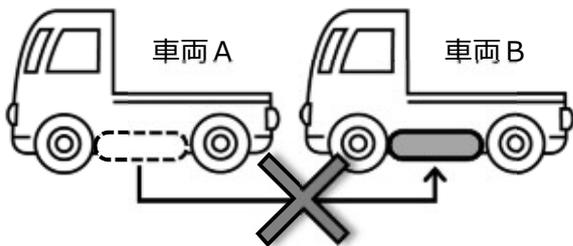
概要

- 経済産業省の次の告示・通達の改正により、これまで認められていなかった「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品」の、他車両への転載が可能となります。(施行日：7月1日)
 - ・「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」
 - ・「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」
- (なお、転載が認められるのは、(一社)日本ガス協会が作成した「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」(2020 普第 42 号)に従って作業を行った場合です)

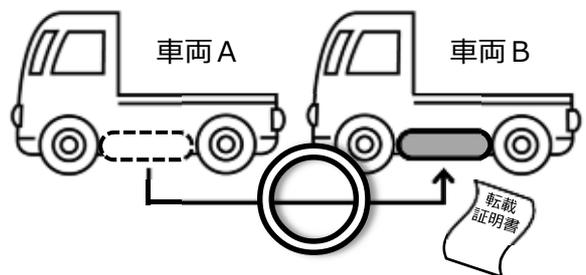
転載とは

- ある車両 (A) から燃料ガス容器を取り外し、別の車両 (B) に搭載して使用すること。
- これまでは、転載された容器は再検査の合格基準を満たさず、事実上転載は認められていませんでした。今回の改正により、前述の「転載マニュアル」に従って適切に取り扱われ、マニュアルに定める「転載証明書」により管理された容器は、転載して使用してもよいことになりました。

(改正前)



(改正後)



容器が転載されたものかどうかを見分ける方法

- 証票様式第 3^{*}の記載内容が異なります。

※車載容器総括証票。通常はガス充填口付近に貼付されています

(転載されていないもの)

検査有効期限が記載されている

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2024年 4月 6日
検査有効期限	2015年 4月 6日
最高充填圧力	20 MPa
車台番号	NGV80-004153

(転載されたもの)

検査有効期限の記載がなく
斜線等が引いてある

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2024年 4月 6日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	20 MPa
車台番号	NGV80-004153

整備工場（車検整備（容器再検査※を除く）を行う場合）での注意点

※再検査を実施できるのは各都道府県に届け出た事業者（＝容器検査所）のみです

- 転載された容器であっても、整備内容は変わりません。
- これまで通り、証票を確認し、容器の「検査有効期限（再検査有効期限）」と「充填可能期限」が「車検実施日以降」となっていることを確かめて下さい。
- 「検査有効期限（再検査有効期限）」や「充填可能期限」が切れていると、保安基準不適合のため、車検も通りません。
- 次の定期点検・車検実施日の前に「検査有効期限（再検査有効期限）」が切れる車両を発見したら、これらの有効期限が切れる前に容器再検査を実施するよう、車両ユーザーへお願いして下さい。

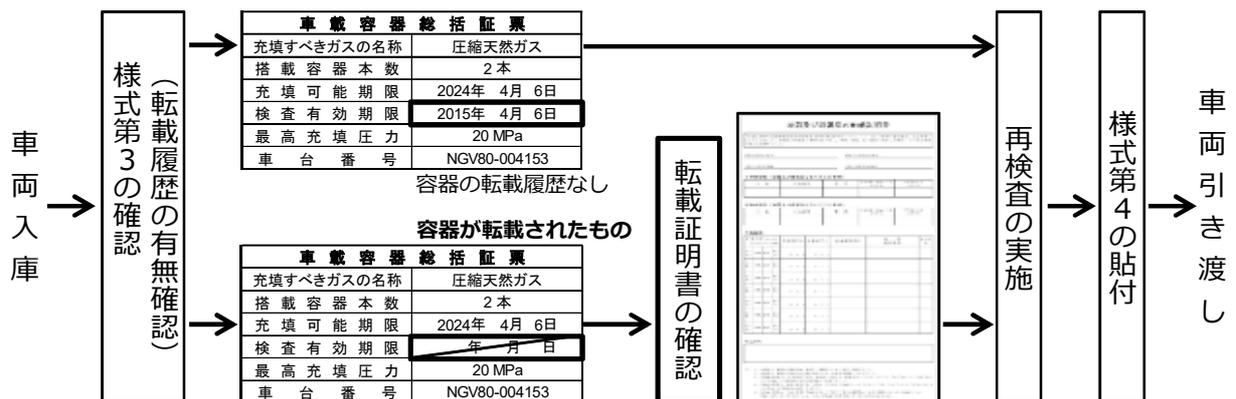


有効期限は以下の様式から確認して下さい。
 ・様式第3のみ貼付されている車両→**様式第3**
 ・様式第3と様式第4※が貼付されている車両
 ※容器再検査合格証票 →**様式第3と様式第4**

容器検査所（容器再検査※）での注意点

※再検査を実施できるのは各都道府県に届け出た事業者（＝容器検査所）のみです

- 容器と附属品の再検査の内容は変わりませんが、転載された容器では、「転載証明書」の確認が必要です。転載証明書で適切に転載されたことが確認できなければ、再検査不合格となります。（2回以上の転載を行った容器は、それぞれの転載証明書すべての確認が必要です）



- ◇ 転載証明書は車両の使用者が保管し、再検査の際に検査所に提示するものです。提示がない場合は再検査不合格となるので、使用者に提示を求めて下さい。
- ◇ 転載証明書は、(一社)日本ガス協会「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（2020 普第 42 号）で書式を定めてあります。
 [URL] https://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_manual.pdf

【参考】容器再検査、その他注意事項について

- 再検査についての詳細はこちら → [URL] https://www.gas.or.jp/ngvj/common/data/youki_tebiki.pdf
- 容器再検査は車検と併せて実施すると有効期限切れが防げます。再検査は有効期限内（初回：製造時の容器検査合格日から4年以内、2回目以降：前回検査日から2年2ヶ月以内）に実施して下さい。なお、検査有効期限（再検査有効期限）の切れた容器に対し、容器検査所の従業員立会いの下で、再検査のための充填を行うことができます。
- 容器及び附属品の再検査は、車載状態、燃料ガス圧力 12MPa 以上で行います。実施項目は、①充填可能期限の確認、②転載履歴の確認、③車台番号の確認、④外観検査（腐食、傷）、⑤漏えい試験 です。容器検査所は再検査成績表を作成し、2年3ヶ月以上保管します。
- 容器の充填可能期限以降も引き続きお車を使用される場合は、容器の交換が必要です。
- 容器再検査に不合格になった容器、充填可能期限を過ぎた容器は、くず化処理を行う必要があります。
- 他の用途から自動車用燃料容器への用途変更、自動車用燃料容器から他の用途への用途変更はできません。